

陸連 20 発第 1076-1 号
2020 年 10 月 28 日

加盟団体・協力団体
専務理事・理事長 様

公益財団法人日本陸上競技連盟
専務理事 尾 縣 貢 弘
競技運営委員長 鈴木 一 弘



道路競走における競技規則第 143 条 (TR5) の適用について (通知)

平素は日本陸上競技界の発展にご理解ご協力を賜りまして感謝申し上げます。

さて、過日 World Athletics (WA) による標記規則の再改訂についてご通知申し上げたところ、多くの競技会で速やかなご対応により競技会を運営いただくことができました。こちらにつきましても改めて感謝申し上げます。

トラック&フィールドのシーズンも終盤を迎え、いよいよ道路競走のシーズンとなります。道路競走については競技規則第 143 条 (TR5) の適用は本年 2 月にお伝えしたとおりです。しかしながら多数の競技者が参加する市民マラソン、駅伝競走において、どのように、どのくらい厳格に規則を適用するかが課題となっております。本連盟で検討した結果、以下のように適用していくことといたしました。コロナウイルス感染症対策についてご苦勞されているところではありますが、下記ご理解いただきスムーズな競技会の運営にご協力をお願い申し上げます。

記

1 第 143 条 5, 13 の適用対象競技者について

本連盟の登録会員かつ以下の参加資格記録を有する競技者は、靴底の厚さの測定をレース前に測定して参加する。またレース前に対象になっていなくてもレースにおいてこの記録を達成した競技者はレース後に靴底の厚さを確認する。

男子	ハーフマラソン	: 1:04:00
	マラソン	: 2:21:00
女子	ハーフマラソン	: 1:18:00
	マラソン	: 2:56:00

(日本ランキング 200 位相当)

2 駅伝競走における取り扱い

駅伝競走は公認申請していただいている公認競技会ではあるが、記録については一部の競走を除いて公認されない。そのため規則第 143 条 5, 13 については非適用とし、靴底の計測は行わなくて良いこととする。

※適用競技会＝ロードリレー (42.195km の公認マラソンコースを用いて、5km, 10km, 5km, 10km, 5km, 7km195 の区間で行うもの。世界記録公認の対象)

以上